

議案第1号

世田谷区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年1月13日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

世田谷区教育委員会定例会における傍聴手続きや定員、禁止行為等の規定を見直すにあたり、本規則を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 世田谷区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会傍聴規則（昭和57年2月世田谷区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（傍聴の手続）」に改め、同条第1項中「30分前」の次に「から10分前」を加え、「別記第1号様式」を「第1号様式」に、「傍聴券」を「傍聴券」に、「別記第2号様式」を「第2号様式」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 傍聴券は、会議の当日、先着順により1人1枚を交付する。

第2条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めたときは、傍聴の手続を変更することができる。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、教育長が必要と認めたときは、定員を変更することができる。

第5条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「かさ、棒、垂れ幕、凶器等他人」を「銃器、棒その他人」に改め、同条第2号中「者」を「と思われる者」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の会議に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第5条第4号中「のほか議事」を「に掲げる者のほか、議事」に改める。

第6条を次のように改める。

（禁止行為）

第6条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議における発言に対して批評を加え、拍手その他の方法により賛否を表明し、又は会議に現在する者に対して示威的行為をすること。
- (2) 飲食、喫煙又は談笑をすること。
- (3) 携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等を鳴らすこと及び通話をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をすること。

第7条の見出し中「撮影・録音等」を「写真の撮影、録音、録画、放送等」に改め、同条中「写真、映画等を撮影し、又は録音等」を「写真の撮影、録音、録画、放送等」に改め、同条ただし書中「ではない」を「でない」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

## 第1号様式（第2条関係）

	交付番号
傍聴人	
住所	
氏名	
教育委員会傍聴申込書 (第 回定例会・臨時会)	
年 月 日	
世田谷区教育委員会	

## 第2号様式（第2条関係）

交付番号	傍聴人 住所  氏名
教育委員会傍聴券 (第 回定例会・臨時会) 年 月 日 世田谷区教育委員会	
傍聴人心得	
<ol style="list-style-type: none"><li>1 傍聴人は、会議室に入場の際、本券を係員に提示し、退場の際に返還してください。</li><li>2 傍聴人は、世田谷区教育委員会傍聴規則を守り、係員の指示に従ってください。</li><li>3 傍聴人は、傍聴するときは、静粛にし、次の事項を守ってください。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 発言に対して批評を加え、拍手その他の方法により賛否を表明し、又は会議に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</li><li>(2) 飲食、喫煙又は談笑をしないこと。</li><li>(3) 携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等が鳴らないようにするとともに、通話をしないこと。</li><li>(4) その他、会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</li></ol></li><li>4 傍聴人は、会議室において、写真の撮影、録音、録画、放送等を行うことは、禁じられています。ただし、あらかじめ教育長の許可を得た場合を除きます。</li></ol>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 世田谷区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区教育委員会傍聴規則 昭和57年2月1日世教委規則第1号</p> <p>改正</p> <p>平成元年4月18日世教委規則第9号 平成15年12月26日世教委規則第11号 平成26年3月28日世教委規則第3号 平成27年3月13日世教委規則第4号 平成28年11月29日世教委規則第18号 <u>令和8年1月16日世教委規則第●号</u></p> <p>世田谷区教育委員会傍聴規則 東京都世田谷区教育委員会傍聴者取締規則（昭和27年11月東京都世田谷区教育委員会規則第2号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、世田谷区教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（傍聴の手続）</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者は、<u>会議の開催される30分前から10分前までに</u>傍聴申込書（第1号様式）により教育委員会に申請し、傍聴券（第2号様式）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 <u>傍聴券は、会議の当日、先着順により1人1枚を交付する。</u></p> <p><u>(1) 削除</u></p> <p><u>(2) 削除</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めたときは、傍聴の手続を変更することができる。</u></p>	<p>○世田谷区教育委員会傍聴規則 昭和57年2月1日世教委規則第1号</p> <p>改正</p> <p>平成元年4月18日世教委規則第9号 平成15年12月26日世教委規則第11号 平成26年3月28日世教委規則第3号 平成27年3月13日世教委規則第4号 平成28年11月29日世教委規則第18号</p> <p>世田谷区教育委員会傍聴規則 東京都世田谷区教育委員会傍聴者取締規則（昭和27年11月東京都世田谷区教育委員会規則第2号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、世田谷区教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（傍聴手続き）</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者は、<u>会議の開催される30分前までに</u>傍聴申込書（<u>別記</u>第1号様式）により教育委員会に申請し傍聴券（<u>別記</u>第2号様式）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 <u>傍聴券の交付は、会議の当日、次により行う。</u></p> <p><u>(1) 前項の規定による申請をした者（次号において「傍聴申込者」という。）が定員に満たない場合は、申請順とする。</u></p> <p><u>(2) 傍聴申込者が定員を超えた場合は、教育長の決するところによる。</u></p>

改正後	改正前
(傍聴人の定員)	(傍聴人の定員)
第3条 傍聴人の定員は、10名とする。 <u>ただし、教育長が必要と認めるときは、定員を変更することができる。</u>	第3条 傍聴人の定員は、10名とする。
(傍聴券の提出等)	(傍聴券の提出等)
第4条 傍聴券の交付を受けた者は、会議室に入場の際、係員に提示し、傍聴席に着かなければならない。	第4条 傍聴券の交付を受けた者は、会議室に入場の際、係員に提示し、傍聴席に着かなければならない。
2 傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。	2 傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。
(傍聴できない者)	(傍聴できない者)
第5条 次の各号の <u>いずれか</u> に該当する者は、会議を傍聴することができない。	第5条 次の各号の <u>一</u> に該当する者は、会議を傍聴することができない。
(1) <u>銃器、棒その他</u> に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者	(1) <u>かさ、棒、垂れ幕、凶器等他人</u> に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
(2) 酒気を <u>帯びていると思われる者</u>	(2) 酒気を <u>帯びている者</u>
(3) <u>削除</u>	(3) <u>異様な服装をしている者</u>
(3) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の会議に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u>	(4) 前3号のほか議事を妨害するおそれがあると認められる者
(4) 前3号に <u>掲げる者</u> のほか、 <u>議事を妨害するおそれがあると認められる者</u>	(4) 前3号のほか議事を妨害するおそれがあると認められる者
(禁止行為)	(禁止行為)
第6条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。	第6条 傍聴人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
(1) 会議における発言に対して批評を加え、 <u>拍手その他の方法により賛否を表明し、又は会議に現在する者に対して示威的行為をすること。</u>	(1) 会議における発言に対して批評を加え、 <u>又は拍手その他の方法により賛否を表明すること。</u>
(2) 飲食、 <u>喫煙又は談笑</u> をすること。	(2) <u>騒ぎ立てる等議事を妨害すること。</u>
(3) <u>削除</u>	(3) <u>帽子、外とう、えり巻の類を着用すること。</u>
(3) <u>携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音</u>	(4) 飲食 <u>し又は喫煙</u> すること。

改正後	改正前
<p><u>等を鳴らすこと及び通話をする。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもの</u>のほか、会議の秩序を乱し、<u>会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為</u>をすること。 (写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)</p> <p>第7条 傍聴人は、会議室において、<u>写真の撮影、録音、録画、放送等</u>をしてはならない。ただし、あらかじめ教育長の許可を得た者は、この限りでない。</p> <p><u>(係員の指示)</u></p>	<p>(5) 前各号のほか、会議の秩序を乱し、<u>又は議事の妨害となるような行為</u>をすること。 (撮影・録音等の禁止)</p> <p>第7条 傍聴人は、会議室において、<u>写真、映画等を撮影し、又は録音等</u>をしてはならない。ただし、あらかじめ教育長の許可を得た者は、この限りで<u>は</u>ない。</p>
<p><u>第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。</u></p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第9条 教育長は、会議の進行上必要があると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。</p> <p>2 教育長は、傍聴人がこの規則の規定に違反したときは、当該傍聴人の退場を命ずることができる。</p> <p>3 傍聴人は、前項の規定により教育長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。</p> <p>(委任)</p>	<p>(傍聴人の退場)</p> <p>第8条 教育長は、会議の進行上必要があると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。</p> <p>2 教育長は、傍聴人がこの規則の規定に違反したときは、当該傍聴人の退場を命ずることができる。</p> <p>3 傍聴人は、前項の規定により教育長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。</p> <p>(委任)</p>
<p>第10条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>付 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成元年4月18日世教委規則第9号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成15年12月26日世教委規則第11号)</p> <p>1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区教育委員会傍聴規則の規定に基づき作成された様式 of 用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。</p>	<p>第9条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>付 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成元年4月18日世教委規則第9号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成15年12月26日世教委規則第11号)</p> <p>1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区教育委員会傍聴規則の規定に基づき作成された様式 of 用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。</p>

改正後	改正前																																												
<p>附 則（平成26年 3 月28日世教委規則第 3 号） この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年 3 月13日世教委規則第 4 号） 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に在任する教育長の任期が満了する日（当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までは、この規則による改正後の世田谷区教育委員会傍聴規則の規定は適用せず、この規則による改正前の世田谷区教育委員会傍聴規則の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>附 則（平成28年11月29日世教委規則第18号） この規則は、平成28年12月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和 8 年 1 月16日世教委規則第●号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>附 則（平成26年 3 月28日世教委規則第 3 号） この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年 3 月13日世教委規則第 4 号） 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に在任する教育長の任期が満了する日（当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までは、この規則による改正後の世田谷区教育委員会傍聴規則の規定は適用せず、この規則による改正前の世田谷区教育委員会傍聴規則の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>附 則（平成28年11月29日世教委規則第18号） この規則は、平成28年12月 1 日から施行する。</p>																																												
<p>第 1 号様式（第 2 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="134 798 784 1340"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">交付番号</td> </tr> <tr> <td>傍聴人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>教育委員会傍聴申込書</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（第 回定例会・臨時会）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">世田谷区教育委員会</td> </tr> </table>		交付番号	傍聴人		住所		氏名		<b>教育委員会傍聴申込書</b>		（第 回定例会・臨時会）		年 月 日		世田谷区教育委員会		<p>第 1 号様式（第 2 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1120 798 2105 1228"> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: right;">交付番号</td> </tr> <tr> <td>傍聴人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>_____区</td> <td>_____丁目</td> <td>_____番 _____号</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">教育委員会傍聴申込書 （第 回定例会・臨時会）</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">世田谷区教育委員会</td> </tr> </table>		交付番号			傍聴人				住所	_____区	_____丁目	_____番 _____号	氏名				教育委員会傍聴申込書 （第 回定例会・臨時会）				年 月 日				世田谷区教育委員会			
	交付番号																																												
傍聴人																																													
住所																																													
氏名																																													
<b>教育委員会傍聴申込書</b>																																													
（第 回定例会・臨時会）																																													
年 月 日																																													
世田谷区教育委員会																																													
	交付番号																																												
傍聴人																																													
住所	_____区	_____丁目	_____番 _____号																																										
氏名																																													
教育委員会傍聴申込書 （第 回定例会・臨時会）																																													
年 月 日																																													
世田谷区教育委員会																																													
<p>第 2 号様式（第 2 条関係）</p>	<p>第 2 号様式（第 2 条関係）</p>																																												

交付番号
傍聴人
住所
氏名
<b>教育委員会傍聴券</b>
(第 回定例会・臨時会)
年 月 日
世田谷区教育委員会
傍聴人心得
<p>1. 傍聴人は、会議室に入場の際、本券を係員に提示し、退場の際に返還してください。</p> <p>2. 傍聴人は、世田谷区教育委員会傍聴規則を守り、係員の指示に従ってください。</p> <p>3. 傍聴人は、傍聴するときは、静粛にし、次の事項を守ってください。</p> <p>(1) 発言に対して批評を加え、<u>拍手その他の方法により賛否を表明し、又は会議に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u></p> <p>(2) <u>飲食、喫煙又は談笑をしないこと。</u></p> <p>(3) <u>携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等が鳴らないようにするとともに、通話をしないこと。</u></p> <p>(4) <u>その他、会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u></p> <p>4. 傍聴人は、会議室において、<u>写真の撮影、録音、録画、放送等</u>をすることは、禁じられています。ただし、あらかじめ教育長の許可を得た場合を除きます。</p> <p>.....切り取り.....</p>

交付番号
傍聴人
住所 _____ 区
_____ 丁目 番 号
氏名
<b>教育委員会傍聴券</b>
(第 回定例会・臨時会)
年 月 日
世田谷区教育委員会
傍聴人心得
<p>1 傍聴人は、会議室に入場の際、本券を係員に提示し、退場の際、返還してください。</p> <p>2 傍聴人は、世田谷区教育委員会傍聴規則を守り、係員の指示に従ってください。</p> <p>3 傍聴人は、傍聴するときは、静粛にし、次の事項を守ってください。</p> <p>(1) 発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。</p> <p>(2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。</p> <p>(3) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。</p> <p>(4) 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(5) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>4 傍聴人は、会議室において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をする場合は、禁じられています。ただし、あらかじめ教育長の許可を得た場合を除きます。</p>

